

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第3項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院（特定病院）として、次のとおり認定します。

広島市長 松井 一 實

1 特定病院

病院名	所在地	特例措置を採る特定医師の数
広島第一病院	広島市東区戸坂南二丁目9番15号	1名
こころホスピタル草津	広島市西区草津梅が台10番1号	8名
瀬野川病院	広島市安芸区中野東四丁目11番13号	4名

2 認定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで